

公営企業の公共施設等運営事業に係る会計処理に関する研究会

1 開催日時等

- 開催日時：令和2年2月21日（金）16:00～18:00
- 場 所：総務省共用第4会議室
- 出席者：鈴木座長、鈴木委員、谷口委員、山崎委員、
山越公営企業課長、乾公営企業経営室長、川畑課長補佐 他

2 議題

- ・ 公共施設等運営権に係る会計処理について

3 配布資料

- 資料1 開催要綱
- 資料2 公営企業における公共施設等運営事業に係る取組状況等
- 資料3 会計処理の方針（案）
- 参考資料

○運営権対価について

- ・ 事務局意見に異論はない。
- ・ 営業収益としている点についても主な事業という観点から違和感はない。
- ・ 収益化累計額があった方が契約当時いくらでしたのかが見えるので説明しやすい。

○運営権対価の収益化方法について

- ・ 実務的には、単純に前受した運営権対価、期間配分したというのが現実的などころではないか。
- ・ 対価を単純に期間にわたって、シンプルに定額で割るのはわかりやすいが、あらゆるケースでも対応できるようにしてはどうか。

○更新投資について

- ・ 使わせる債務を負っていることから、事務局意見に異論はない。
- ・ 営業収益についても公共施設等運営権では更新投資が運営権者の主な事業で

あることから運営権対価と同一の契約ということから異論はない。

○更新投資の収益化方法について

- ・ 民間企業との関係で、残存契約期間を超える精算金を前提に設定しないことは考えられないので、基本的には精算金がセットにされていることを前提にした基準を設けた方がよいのではないかと。
- ・ 浜松市では、未償却分は運営権者に支払うという約束をしており、更新投資について民間と浜松市がどれくらい負担するのか判明しているため、ここでいう精算金は長期未払金として計上している。
- ・ 収益化累計額については公共施設等運営権対価と同様に表示した方が説明しやすい。

○全体と通じて

- ・ コンセッションの契約自体が、100件あれば100通りの契約があるくらいの感覚。最低限のところを定める方が、より取組は進むのではないかと。